

公明かつ適正な選挙の確保に向けた提言

今、我が国では、人口減少社会の中、投票率の低下が進んでおり、民意による政治を基本とする民主主義の未来が危ぶまれている。

選挙制度をめぐっては、これまで、2013 年（平成 25 年）のインターネット選挙運動の解禁、2015 年（平成 27 年）の選挙権年齢の引下げなど、公職選挙法（以下「法律」という。）の大きな改正が行われ、若者の政治参加への貢献が期待されているところである。

しかしながら、近年の選挙では、候補者の選挙運動を妨害する行為や、当選の意思がなく立候補した者が他の候補者を応援する、いわゆる「2 馬力選挙」、候補者と無関係なポスターを掲示し、善良な風俗を害し、あるいはビジネスに利用するなど、法律の趣旨を損なうような事例が発生している。

また、国民の多くが情報を得ているインターネット上では、選挙に関し、候補者や親族、関係者等への誹謗中傷や真偽が不明な情報、再生数を稼ぐための過激な投稿などが拡散され、有権者の投票行動に影響を及ぼしているとの指摘もでている。

こうした事態を放置すれば、国民の選挙への信頼を損ない、結果として、政治への関心が低下することとなる。

国会では、選挙運動用ポスターに品位保持規定などを設ける改正法案が成立したが、附則において、多くの課題が今後検討されることとなった。政府・国会におかれては、公明かつ適正な選挙を確保するため、以下の事項について、早期に抜本的な対策を講じるよう強く求める。

記

1 候補者間の平等の確保等

当選の意思がなく立候補した者が他の候補者を応援するなどの行為（いわゆる「2 馬力選挙」等）は、選挙運動の数量制限に抵触するおそれがあるなど、候補者間の平等を妨げるものであるほか、地域の代表を選ぶ選挙が行われる地域以外で実施される選挙運動は、選挙運動費用の一部を公費で負担する公営制度の趣旨にも反するなど、有権者の前で互いに十分な政策論争を公

平に行い有権者の審判を仰ぐという本来の選挙のあり方を根底から揺るがすものであることから、必要な措置を講じること。

2 選挙の自由妨害罪への対応

選挙運動を妨げる行為や候補者を狙った暴力行為など、選挙の自由を妨害する行為は、選挙結果に重大な影響を及ぼす可能性があることから、関係機関が選挙期間中に実効性のある対応をとることができるよう、必要な措置を講じること。

3 不適切なインターネット等の利用への対応

候補者や親族、関係者等への誹謗中傷や、SNSの閲覧数を稼ぐため、選挙を利用して過激な内容や真偽が不明な情報を投稿するなどの行為は、選挙結果に重大な影響を及ぼす可能性がある。また、選挙を利用して収益を得る行為は、健全な選挙を阻害するおそれがあることから、選挙における不適切なインターネット等の利用について、必要な措置を講じること。

4 品位保持規定の実効性の確保

法律に定める政見放送や選挙公報、選挙運動用ポスターの品位保持規定について、実効性を持たせるため、継続的に実施状況を検証し、必要な措置を講じること。

令和7年4月9日

全国知事会
会 長 村井 嘉浩

全国知事会総務常任委員会
委員長 杉本 達治